



2026年4月30日

各 位

会社名 大和工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小林 幹 生
(コード番号：5444 東証プライム)
問合せ先 執行役員 花本 昭彦
(TEL 079-273-1061)

業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年6月26日開催予定の当社第107回定時株主総会（以下、「本株主総会」）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、「対象取締役」）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上により一層高めることを目的として、予め定める1事業年度（以下、「業績評価期間」）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式であって、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服するもの（以下、「譲渡制限付株式」）を交付する株式報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役の報酬額は、2023年6月29日開催の当社第104回定時株主総会において、年額720百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）とし、また、2021年6月29日開催の当社第102回定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を30,000株とすることについてご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記2. (3) にて定義。以下同じ）につき150百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の導入に係る議案が本株主総会で承認可決されることを条件として、対象取締役に対する現行の譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、以後新たな譲渡制限付株式の割当ては行わないこととしますが、既に付与した譲渡制限付株式は今後も存続します。

2. 本制度の内容

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間の業績目標達成度等に応じて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなります。

また、金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(4)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します(ただし、下記(3)②の定めに基づき対象取締役が交付を受ける株式には譲渡制限を付しません)。

(ご参考) 当初の業績評価期間

初回の業績評価期間は第108期事業年度(2026年4月1日～2027年3月31日)とする予定です。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各対象期間について割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本制度に関する議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

(3) 交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

- ① 当社は、基準となる株式数や業績目標達成度の算出方法を予め定めたとうえで、対象取締役に対して、業績評価期間の業績目標達成度や、業績評価期間開始日以降、最初に開催される当社定時株主総会開催日から業績評価期間満了日以降、最初に開催される当社定時株主総会開催日までの期間(以下、「対象期間」)の勤務期間に応じて算定される数の譲渡制限付株式を、対象期間終了後に交付します。
- ② 本制度に基づく株式交付の日より前に、対象取締役が正当な理由により当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合(死亡又は傷病等により退任又は退職した場合を除く)、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に関する報酬等として上記の総額及び総数の範囲内で、当該対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する数の株式を交付します。
また、本制度に基づく株式交付の日より前に、対象取締役が死亡又は傷病等により当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、当該対象取締役(死亡により退任又は退職した場合には当該対象取締役の権利を承継する相続人)に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
- ③ 本制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る)、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

- ④ 対象取締役が、死亡その他正当な理由によらず当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定める）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて譲渡制限付株式及び金銭は交付されません。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、本制度に基づき当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役（以下、「割当対象者」）との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものいたします。

① 譲渡制限期間

割当対象者は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」）、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る）には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものいたします。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員に対しても、上記と同様の業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬を支給する予定です。

以 上